

消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

[▶ サイトマップ](#) [▶ English](#)[消費者庁とは](#) [消費者からの電話窓口](#) [事業者からの重大製品事故情報入力](#) [組織図](#) [トップページ](#)[トップ](#) > [食品表示課](#)

食品

食品表示制度が消費者の食卓を守ります

エコナ関連情報

- 10月5日「エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議」議事要旨を掲載しました。
[PDF:49KB]

(配布資料)

[議事次第][PDF:39KB]

[資料1]花王エコナ関連製品の一時販売自粛について(消費者庁)[PDF:76KB]

[資料2]エコナ関連製品の一時販売自粛について(消費者庁)[PDF:319KB]

[資料3]「食品SOS対応プロジェクト-エコナを例にして-」の発足について(消費者庁)
[PDF:27KB][資料4]高濃度にジアシルグリセロール(DAG)を含む食用油等に関する情報(食品安全委員会)
[PDF:296KB][資料5]高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の取扱いについて(厚生労働省)
[PDF:577KB][資料6]高濃度にジアシルグリセロール(DAG)を含む食用油等に関するQ&A(厚生労働省)
[PDF:238KB]

- 9月29日「食品SOS対応プロジェクト-エコナを例にして-」の発足について[PDF:82KB]
- 9月25日(エコナ関連情報)食品安全委員会のホームページに、Q&Aが掲載されました。
- 9月24日 花王エコナ関連製品の一時販売自粛について(情報提供)

9月16日、花王株式会社より、エコナ関連製品の一時販売自粛を行うとの情報提供があり、当庁ホームページへその旨を掲載しましたところ、本件につき以下のとおり情報提供いたします。

- エコナ関連製品については、高濃度にジアシルグリセロールを含み、体に脂肪がつきにくい食品として、エコナクッキングオイル(平成10年許可)、エコナマヨネーズタイプ(平成15年許可)など全10品目について、厚生労働省より特定保健用食品の許可を行っています。
- 本年7月、本食品中に通常の食用油と比べて高濃度に含有される不純物(グリシドール脂肪酸エステル)があることが判明し、厚生労働省より食品安全委員会に報告が行われました。このグリシドール脂肪酸エステルという成分が発がん物質であるかどうかを含め、本製品の安全性について、現在、食品安全委員会において健康影響評価が実施されているところです。

食品安全委員会におけるこれまでの審議経過については、[食品安全委員会のホームページ](#)をご参照ください。

組織・制度

- 消費者庁について
- 大臣・副大臣・大臣政務官
- 採用情報
- 国会提出法案

活動

- 大臣等記者会見
- 報道発表資料
- 審議会・懇談会等
- 統計情報・調査結果
- 年次報告書等
- 国際業務
- パブリック・コメント、意見募集

情報提供

- 予算・決算・税制改正・機構要員
- 政策評価
- 調達情報

なお、同ホームページには、**ジアシルグリセロール及びグリシドール脂肪酸エステル**の解説も掲載されています。

消費者庁では、今後も新たな情報を入手次第、ホームページ等を通じて消費者への情報提供を行ってまいります。

- 9月16日 花王エコナ関連製品の一時販売自粛について[PDF:168KB]

食品表示に関する制度

消費者庁では、消費者に身近な食品の表示に関する制度を一元的に運用します。

(参考)

- 食品表示制度の概要(第5回参与会資料(平成21年8月20日))[PDF:386KB]

消費者庁が担当する制度

食品表示に関し、消費者庁が担当する制度には、次のようなものがあります。

- 食品衛生法
 - ・・・飲食に起因する衛生上の危害発生を防止すること
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)
 - ・・・原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること
- 健康増進法
 - ・・・栄養の改善その他の国民の健康の増進を図ること



(参考)

- 厚生労働省ホームページ(食品衛生法に基づく食品表示Q&Aなど)
- 農林水産省ホームページ(JAS法に基づく品質表示基準一覧、食品表示Q&Aなど)
- 「健康食品」のホームページ

製造所固有記号の届出をされる方へ

食品衛生法に基づく表示基準は、原則として「製造所の所在地」及び「製造者の氏名(法人にあっては、その名称)」の表示を義務づけていますが、

- (1) 自社工場(製造所)が多いが、表示には本社の名称、所在地を記載する場合
- (2) 製造を他社工場(製造所)に委託している販売者が、自社の名称、所在地を表示する場合

などには、表示面積の制約等の理由から例外的に、予め厚生労働大臣に届け出た製造所を表す記号(製造所固有記号)をもって表示できるようにされています。

なお、製造所固有記号を取得するためには、消費者庁への届出が必要ですが、全国から膨大な数の届出があるため、届出書に明らかに不備がある場合等には、時間を要することがあります。

● 製造所固有記号の届出様式

エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議（議事要旨）

日時：平成21年10月1日 10:00～11:00

場所：消費者庁会議室1

- 冒頭、泉大臣政務官より、挨拶があった。
- 関係各省庁より、これまでの取組状況と今後の取組予定について、以下のとおり報告があった。

（消費者庁食品表示課長）

- ・ エコナ関連製品に関する情報について、消費者庁ホームページへの掲載などを通じて、消費者への周知に努めているところ。
- ・ 29日、福島大臣のご指示により、庁内に「食品 SOS 対応プロジェクト」を立ち上げ、消費者庁として現時点で何ができるかといった点について議論を重ねている。

（食品安全委員会事務局評価課長）

- ・ 食品安全委員会において、「高濃度に DAG を含む食品の安全性」について、厚生労働省からの諮問を受けて食品健康影響評価を行っている。
- ・ 現在、厚生労働省に対して、グリシドール脂肪酸エステルに関する追加資料をできるだけ早く提出するよう要請しているところであり、この追加資料が提出され次第、速やかに食品健康影響評価を行うこととしている。

（消費者委員会事務局長）

- ・ 消費者委員会としても、本件について何ができるかを考えたい。
- ・ 10月7日に開催の消費者委員会では、本件について議論を予定している。

（厚生労働省基準審査課長）

- ・ 9月30日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関する対応状況について報告した。
- ・ 不純物であるグリシドール脂肪酸エステルの評価に必要な補足試験については技術的に難しい点もまだあるが、食品安全委員会における食品健康影響評価が速やかに行われるよう資料の提出について協力していくこととしている。

（農林水産省食品産業振興課長）

- ・ 農林水産省としても、食品製造業を所管する立場から、本件を注視している。

- 続いて、出席者間で以下のような情報交換を行った。

(食品安全委員会事務局)

- ・ 厚生労働省に対し提出を要請している追加資料が、11月末に提出された場合でも、その試験結果の内容によっては、さらに追加試験を行わなければ評価を取りまとめることができない可能性もある。

(厚生労働省)

- ・ 情報提供が適切に行われていくことが重要であり、関係府省が連携をしていくことが必要である。
 - ・ グリシドール脂肪酸エステルについては知見が乏しく、国際的にも今後調査されるものであり、諸外国において食用油中のグリシドール脂肪酸エステルについて何らかの措置を講じたという情報は承知していない。
- 最後に、消費者庁政策調整課長より、今後もし必要があれば、再度参集いただくこともあり得る旨報告した。

以上

「食品 SOS 対応プロジェクトーエコナを例にしてー」の発足について

平成 21 年 9 月 29 日

消 費 者 庁

特定保健用食品の許可を受けているエコナ関連製品について、食品の安全に対する消費者の不安が広がっている状況等を踏まえ、消費者の不安の解消に資する取組の推進等行政としての対応を検討する。

このため、消費者庁に標記プロジェクトを発足させる。

1. 構成員

(プロジェクトリーダー) 泉大臣政務官

(構成員) 消費者庁次長、審議官(企画調整部門担当、執行部門担当)、
政策調整課長、消費者安全課長、食品表示課長

2. 検討事項

- ・ 特定保健用食品の許可を行った食品につき、その後、新たな科学的知見が生じた場合等における対応指針
- ・ 食品の安全性等に関し、消費者から不安や懸念が寄せられた際の対応指針
- ・ 消費者の的確な選択に資する情報提供の方法 等

3. スケジュール

概ね 1 週間を目途に、当面の行政の対応方針を取りまとめる。

なお、プロジェクトにおける検討の一環として、10 月 1 日(木)に「エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議」を開催し、本件に関する各省庁の取組状況等を把握し、その結果を検討に反映させる。

問い合わせ先

消費者庁食品表示課 平中

電話：03-3507-9218